

衆議院総務委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 3 月 17 日（火）、第 10 回の委員会が開かれました。

- 1 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 8 号）
 - ・高市総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・本村伸子君（共産）が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立国社、公明、維新、希望、初鹿明博君（無） 反対－共産）
 - ・中根一幸君外 4 名（自民、立国社、公明、維新、希望）から提出された附帯決議案について、高井崇志君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立国社、公明、共産、維新、希望、初鹿明博君（無）
（質疑者）重徳和彦君（立国社）、佐藤公治君（立国社）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

重徳和彦君（立国社）

- (1) 平成の大合併による農林水産部門の職員配置と施策遂行能力の関係
 - ア 農林水産技師の配置率が上がったことによる効果
 - イ 生産額、就農者数等についての検証の有無
 - ウ 専門職員の配置によるアウトカムの政策効果についての検証の有無
 - エ 農林水産部門の職員数及びその減少率の合併市町村と非合併市町村における内訳
 - オ 合併市町村における農林水産部門の職員の減少率が大きいことについての大臣の見解
 - カ 市町村合併の検証作業についての大臣の見解
- (2) 定員管理調査における住民関連一般職員が増加した要因及び合併市町村における企画開発職員が減少した要因についての分析の有無
- (3) 市町村合併に否定的な住民が多いことについての大臣の見解
- (4) 合併算定替による支援を 30 年程度継続することの可否
- (5) 国土保全の観点からの地方自治の在り方及び役割についての大臣の見解

佐藤公治君（立国社）

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置
 - ア 緊急事態宣言の発令に向けた準備体制
 - イ 対策本部の設置段階から緊急事態宣言の発令段階での対応の差異
 - ウ 対策本部設置及び緊急事態宣言発令の基準
 - エ 事態終息の目安
- (2) 合併特例法改正案
 - ア 平成の大合併についての総括及び検証の有無
 - イ 平成の大合併の前に大臣が考えていた地方のあるべき姿と現在の状況についての大臣の見解

本村伸子君（共産）

- (1) 市町村合併を選択しなかったことを理由として不利益な取扱いをしないことの確認
- (2) 合併市町村の災害対応
 - ア 合併による弊害が生じているとの考えに対する総務省の見解

- イ 合併によって防災力が低下したとの指摘があることに対する大臣の見解
- ウ 合併市町村における災害時の課題を改善する意思の有無
- エ 支所等の職員の増員及び機能強化の必要性
- (3) 災害時・緊急時に住民の命を守る観点から今後の基礎自治体の在り方について検討する必要性
- (4) 平成の大合併の検証
 - ア 検証・評価を行う必要性
 - イ 合併した町村の方が合併しなかった町村よりも人口減少が急激であるとの日本弁護士連合会の調査結果を検証する必要性
 - ウ 「移住・定住施策の好事例集（第1弾）」（平成29年12月、まち・ひと・しごと創生本部事務局資料）において非合併市町村に好事例が多い理由
- (5) 圏域行政の推進によって市町村の権限・財源を取り上げることがあってはならないとの考えに対する大臣の見解

2 放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）

- ・高市総務大臣から提案理由の説明を、前田日本放送協会会長から補足説明をそれぞれ聴取しました。
- ・高市総務大臣、宮下内閣府副大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

(参考人) 日本放送協会経営委員会委員長 森下俊三君
 日本放送協会監査委員会委員 高橋正美君
 日本放送協会会長 前田晃伸君
 日本放送協会専務理事 木田幸紀君
 日本放送協会理事 松原洋一君

(質疑者) 小林史明君（自民）、國重徹君（公明）、山花郁夫君（立国社）、奥野総一郎君（立国社）、長尾秀樹君（立国社）、緑川貴土君（立国社）、高井崇志君（立国社）

(質疑者及び主な質疑事項)

小林史明君（自民）

NHK改革

- ア 「放送を巡る諸課題に関する検討会」における今後の検討のポイント
- イ NHK改革に向けた大臣の問題意識と改革の方向性
- ウ インターネット活用業務の経費枠（受信料収入の2.5%以内）から国際インターネット活用業務を除外する必要性
- エ 視聴率によらない人事評価
 - a 地方局が視聴率の高いプロ野球中継を行っている理由
 - b 番組の質的評価の公表・活用を検討する必要性

國重徹君（公明）

- (1) NHK経営委員会の情報公開の在り方
 - ア 情報公開に対するNHK経営委員会の捉えている反省点
 - イ 経営委員会としての経営の透明性を確保する情報公開への今後の取組
- (2) NHK令和2年度予算
 - ア 既存業務の支出抑制と黒字転換への取組
 - イ NHK訪問員への苦情に対する認識と今後の対応
 - ウ 受信料制度の在り方について検討を行う分科会の設置に至った大臣の思いと同会議にかける意気

込み

山花郁夫君（立国社）

- (1) NHKの防災・減災報道
 - ア 防災・減災報道の具体的な内容についてのNHKへの確認
 - イ 昨年の台風第15号、第19号に関する報道内容の検証の有無についてのNHKへの確認
 - ウ NHKの業務の可視化が必要との考えについてのNHKの見解
 - エ 災害報道における民間放送との役割分担の必要性についてのNHKの見解
- (2) デフリンピックを番組の多様性の一環として取り上げる可能性についてのNHKの見解
- (3) NHKにおける障害のある者の活躍の場の拡大の必要性についてのNHKの見解

奥野総一郎君（立国社）

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法
 - ア 同法に基づき、放送局を指定公共機関に指定することは、放送法第3条における「法律に定める権限に基づく場合」に該当するかについての大臣への確認
 - イ 3月11日の法務委員会において宮下内閣府副大臣が同法に基づき放送局に対して放送内容の変更・差し替えを行うことが可能である旨の答弁を行った理由
- (2) NHKのかんぽ生命報道問題
 - ア 平成30年9月25日に、鈴木日本郵政株式会社上級副社長（当時）から森下NHK経営委員会委員長代行（当時）に相談があった理由及び同相談についてNHK経営委員会で取扱うこととした理由
 - イ 平成30年10月23日のNHK経営委員会における自身の発言内容についてのNHK経営委員会委員長への確認
 - ウ 平成30年10月23日のNHK経営委員会において「番組の作り方に問題がある」との趣旨の発言をした委員がいたことについてのNHK経営委員会委員長への確認
 - エ 「番組の作り方に問題がある」との趣旨の発言は、放送法第32条に抵触するとの指摘に対するNHK経営委員会委員長の見解
 - オ NHK「クローズアップ現代+」のチーフプロデューサーの発言内容についてのNHK監査委員会委員への確認
 - カ NHK監査委員会が同チーフプロデューサーの発言についてNHKのガバナンス上問題がないと判断した理由
 - キ NHKが同番組に対する日本郵政株式会社からの抗議を2か月間放置したことを問題がないと結論付けたことについてのNHK監査委員会委員への確認
 - ク NHK監査委員会がガバナンス上問題ないとしたにもかかわらず、NHK経営委員会が上田NHK会長（当時）に厳重注意を行った理由
 - ケ 上田NHK会長（当時）への厳重注意の適切性についてのNHK会長の見解

長尾秀樹君（立国社）

- (1) NHKのかんぽ生命報道問題
 - ア 一連の問題の責任に対するNHK経営委員会委員長の見解
 - イ 非公表を前提とした議事録の作成はNHK経営委員会規程の趣旨に反するのではとの考えに対するNHK経営委員会委員長の見解
 - ウ 森下NHK経営委員会委員長代行（当時）の発言についての事実確認

- (2) NHKの個別番組1本当たりの制作費
- (3) 経営環境の厳しい民間放送事業者への支援に関する総務省の取組
- (4) 地域発ドラマの概要及び制作費
- (5) メディア環境の変化に対応した長期ビジョンの構築に対するNHK会長の見解
- (6) 民放ローカル局や地方公共団体と連携した地域活性化に向けたNHKの取組
- (7) NHKと民間放送事業者の協力に対する大臣の見解

緑川貴士君（立国社）

- (1) 新型コロナウイルス感染症蔓延防止のための政府の大規模なイベントの自粛要請により自粛すべきイベントの具体的な規模についての大臣の見解
- (2) NHKのかんぽ生命報道問題
 - ア 昨年10月の野党合同ヒアリング会合の際の、議事録は作成していない旨の当時の経営委員による発言を訂正すべきとの考えに対するNHK経営委員会委員長の認識
 - イ 番組に関する議論をしていない旨の昨年の国会における発言を訂正すべきとの考えに対するNHK経営委員会委員長の見解
 - ウ NHK経営委員会が、番組の作り方に問題があると執行部は考えるべきと発言したことに対するNHK経営委員会委員長の見解
 - エ 経営委員会の決議事項において、NHK会長に対して措置を講ずることを指示する注意は、放送法で禁止されている経営委員会による番組への干渉に当たるとの考えに対するNHK経営委員会委員長の見解
 - オ 現場の取材陣がネットの情報を鵜呑みにして番組作成を行ったという旨の発言をしたことについてのNHK経営委員会委員長の認識
 - カ NHK経営委員として公正な判断ができていないかについての大臣の認識
- (3) NHKプラスのサブチャンネルの活用及び番組内容の充実に向けたNHKの取組

高井崇志君（立国社）

- (1) 放送法違反を疑われているNHK経営委員会委員長の責任の取り方
- (2) NHKが公開するという「郵政3社からの申し入れに関する経営委員会での対応の経緯について」の内容は十分な情報公開となるかについての大臣の見解
- (3) NHK会長の不偏不党の考えが現場に浸透しているかについてのNHK会長の見解
- (4) NHKの内部の人材から次期会長を育成する必要性についてのNHK会長の見解
- (5) 受信料徴収の義務化に対するNHK会長の見解